

国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額(平成十六年三月三十日総務省告示第二百八十一号)

(最終改正 令和六年四月二十六日総務省告示第百五十三号)

消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第四十九条第二項及び緊急消防援助隊に関する政令(平成十五年政令第三百七十九号)第六条第二項の規定に基づき、国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額を次のように定め、平成十六年度分の補助金から適用する。

(基準額)

第一条 国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額は、施設の種類ごとに、次の表のとおりとする。

区 分		施 設 の 種 類		基 準 額 (単位千円)
消 防 用 自 動 車	消防ポンプ自動車	災害対応特殊消防ポンプ自動車	C D - II 型	37,873
			C D - I 型	30,058
		災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車	II 型	42,693
			I - B 型	38,379
			I - A 型	36,032
			災害対応特殊化学消防ポンプ自動車	V 型
		IV 型		85,949
		III 型		82,556
		II 型		46,613
		I 型		45,390
	大 II 型	144,010		
	救助工作車	救助工作車	IV 型	51,913
			III 型	72,339
			II 型	65,166
	救急自動車	災害対応特殊救急自動車		20,816
	その他の消防用自動車	災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車	38m 級	160,860
			30m 級	112,898
			24m 級	103,526
			18m 級	83,351
			15m 級	74,381
災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車			87,619	
災害対応特殊高発泡車			16,148	
災害対応特殊大型高所放水車			86,030	
災害対応特殊泡原液搬送車			21,765	
特殊災害対応自動車			104,446	
支援車		I 型	39,677	
		II 型	36,339	
		III 型	12,291	
		IV 型	8,920	
海水利用型消防水利システム		133,825		
災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車		37,557		
消防活動二輪車		2,362		
航空機	救助消防ヘリコプター		1,086,669	
消防艇	広域応援対応型消防艇	60 t 級を超えるもの	消防庁長官が定める額	
		60 t 級	248,478	
		30 t 級	175,192	
消 防 用 資 機 材	救助用資機材	救助用資機材	27,484	
		高度救助用資機材	26,534	
		高度探査装置	73,904	
	救急用資機材	高度救命処置用資機材	9,347	
		搬送用アイソレーター装置	1,500	
	その他の消防用資機材	緊急消防援助隊用支援資機材等	4,101	
		テロ対策用特殊救助資機材	28,872	
		検知型遠隔探査装置	11,126	
		海水利用型消防水利システム用資機材	86,397	
		ヘリコプター高度化資機材	110,000	
ヘリコプター消火用タンク	31,428			
ヘリコプター用衛星電話	14,353			

消防に関する情報通信を行うための施設	消防救急デジタル無線設備	消防救急デジタル無線設備	管轄面積が2,000km <sup>2</sup> 以上又は管轄人口が70万人以上		消防庁長官が定める額
			管轄面積	管轄人口	
			1,500km <sup>2</sup> 以上2,000km <sup>2</sup> 未満	30万人以上70万人未満	911,428
				10万人以上30万人未満	691,428
				10万人未満	660,000
			1,000km <sup>2</sup> 以上1,500km <sup>2</sup> 未満	30万人以上70万人未満	660,000
				10万人以上30万人未満	534,285
				10万人未満	502,857
			500km <sup>2</sup> 以上1,000km <sup>2</sup> 未満	30万人以上70万人未満	502,857
				10万人以上30万人未満	377,143
				10万人未満	314,285
			250km <sup>2</sup> 以上500km <sup>2</sup> 未満	30万人以上70万人未満	408,572
				10万人以上30万人未満	251,428
				10万人未満	220,000
			250km <sup>2</sup> 未満	30万人以上70万人未満	282,857
10万人以上30万人未満	157,143				
10万人未満	125,715				
その他の消防に関する情報通信を行うための施設	ヘリコプターテレビ電送システム	機上設備	73,513		
		地上設備	157,487		

備 考

- 施設の基準額が、当該施設の整備に要する経費を超える場合においては、当該施設の整備に要する経費をもって基準額とする。
- 災害対応特殊消防ポンプ自動車の型別は、次の表のとおりとする。

型別	条件	隊員の座席	ホイールベース	ポンプの級別
CD-II型		ダブルシート	3m以上	A - 二級以上
CD-I型		ダブルシート	2m以上	B - 一級以上

- 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の型別は、次の表のとおりとする。

型別	条件	隊員の座席	ホイールベース	ポンプの級別	水槽容量	ホース延長用資機材
II型		ダブルシート	3.5m以上	A - 二級以上	2m <sup>3</sup> 以上	無
I-B型		ダブルシート	3.5m以上	A - 二級以上	1.5m <sup>3</sup> 以上	有
I-A型		ダブルシート	3m以上	A - 二級以上	1.5m <sup>3</sup> 以上	無

- 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車の型別は、次の表のとおりとする。

型別	条件	ホイールベース	ポンプの級別	水槽容量	泡消火薬液槽
V型		5m以上	A - 一級	2.3m <sup>3</sup> 以上	1.8m <sup>3</sup> 以上
IV型		4m以上	A - 二級以上	2m <sup>3</sup> 以上	1.6m <sup>3</sup> 以上
III型		4m以上	A - 二級以上	1.3m <sup>3</sup> 以上	1.2m <sup>3</sup> 以上
II型		3.5m以上	A - 二級以上	1.3m <sup>3</sup> 以上	0.5m <sup>3</sup> 以上
I型		3m以上	A - 二級以上	1m <sup>3</sup> 以上	0.3m <sup>3</sup> 以上
大II型		—	A - 一級	2.5m <sup>3</sup> 以上	0.5m <sup>3</sup> 以上
大I型		4m以上	A - 一級	—	1.8m <sup>3</sup> 以上

- 前3項の表におけるポンプの級別の適用については、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）第21条によるものとする。

- 救助工作車の型別は、次の表のとおりとする。

型別	条件	積載する資機材	その他の装備・備考
IV型		救助用資機材及び高度救助用資機材	最大引張力が前方向3t以上又は後方向3t以上のウインチ 航空機積載時の車長6.3m以内、車幅2.4m以内及び車高2.7m以内
III型		救助用資機材及び高度救助用資機材	最大引張力が前方向5t以上及び後方向5t以上の前後引きウインチ（ただし、積載重量等との関係で取付不能の場合は、前方向5t以上のウインチ）並びに吊上げ能力2.9t以上のクレーン
II型		救助用資機材	最大引張力が前方向5t以上のウインチ及び吊上げ能力2.9t以上のクレーン

7 災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車の級別は、次の表のとおりとする。

級別	条件	規格地上高	備 考
38m級		38m以上	規格地上高とは、無負荷状態において、はしご起立角75度（75度に至らないものにあつては最大起立角）で、横棧が一致した状態で最大伸長した場合、地表面からはしご最上段の横棧の中心までの垂直高さをいう。
30m級		30m以上38m未満	
24m級		24m以上30m未満	
18m級		18m以上24m未満	
15m級		15m以上18m未満	

8 支援車の型別は、次の表のとおりとする。

型別	条件	構 造 及 び 設 備
I 型		シャワー、厨房その他の災害時における消防活動を支援するために必要な構造及び設備
II 型		消防活動に用いる資機材を搬送するために必要な構造及び設備
III 型		広域応援時に必要な人員及び資機材等を搬送するために必要な構造及び設備
IV 型		2台の消防専用電話装置等広域応援時における消防活動を支援するために必要な構造及び設備

9 広域応援対応型消防艇の級別の適用については、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）によるものとする。

- 10 災害対応特殊消防ポンプ自動車、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車、救助工作車、災害対応特殊救急自動車、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車、災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車、災害対応特殊高発泡車、災害対応特殊大型高所放水車、災害対応特殊泡原液搬送車、支援車（IV型を除く。）、海水利用型消防水利システムの大型動力ポンプ付消防自動車及びホース延長車が一体型のもの（以下第16項において「1台一体型の海水利用型消防水利システム」という。）及び災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車に消防専用電話装置を装備しない場合、海水利用型消防水利システムの大型動力ポンプ付消防自動車又はホース延長車のいずれかに消防専用電話装置を装備しない場合並びに支援車（IV型に限る。）に消防専用電話装置を1台のみの装備とする場合の基準額は、それぞれの基準額から525千円を控除した額とし、海水利用型消防水利システムの大型動力ポンプ付消防自動車及びホース延長車のいずれにも消防専用電話装置を装備しない場合並びに支援車（IV型に限る。）に消防専用電話装置を装備しない場合の基準額は、それぞれの基準額から1,049千円を控除した額とする。
- 11 災害対応特殊消防ポンプ自動車にホース延長用資機材を積載しない場合の基準額は、それぞれの基準額から301千円を控除した額とする。
- 12 災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（I-B型に限る。）に動力付ホース延長用資機材を積載する場合の基準額は、それぞれの基準額に223千円を加算した額とする。
- 13 第11項及び第12項において、ホース延長用資機材（動力付を含む。）とは、ホース・金具等の資機材を積載したままホースを延長、運搬するための消防用器具をいう。
- 14 災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（I-B型に限る。）に動力昇降装置を装備しない場合の基準額は、それぞれの基準額から333千円を控除した額とする。
- 15 災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車に吸管巻取装置を装備する場合の基準額は、それぞれの基準額に364千円を加算した額とする。
- 16 災害対応特殊消防ポンプ自動車、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車及び1台一体型の海水利用型消防水利システムを四輪駆動方式としない場合並びに海水利用型消防水利システムの大型動力ポンプ付消防自動車又はホース延長車のいずれかを四輪駆動方式としない場合の基準額は、それぞれの基準額から594千円を控除した額とし、海水利用型消防水利システムで大型動力ポンプ付消防自動車及びホース延長車のいずれも四輪駆動方式としない場合の基準額は、その基準額から1,188千円を控除した額とする。
- 17 災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車に積載するホースの本数を10本のみとする場合の基準額は、それぞれの基準額から765千円を控除した額とする。
- 18 災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車に積載はしご動力昇降装置を装備する場合の基準額は、それぞれの基準額に865千円を加算した額とする。
- 19 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定により豪雪地帯の指定を受けた地域において、災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車に寒冷地特有の装備をする場合の基準額は、それぞれの基準額に890千円を加算した額とする。
- 20 放射線防護用資機材（放射性汚染防護服、放射線測定用可搬式測定器及び個人用外部被ばく線量測定器で構成されるものをいう。）を災害対応特殊消防ポンプ自動車、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊化学消防ポンプ自動車に積載する場合の基準額は、それぞれの基準額に1,688千円を加算した額とし、災害対応特殊救急自動車に積載する場合の基準額は、その基準額に1,115千円を加算した額とする。
- 21 災害対応特殊消防ポンプ自動車、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車に空気呼吸器、予備ボンベ及びそれらの取付装置を一体として装備する場合の基準額は、それぞれの基準額に2,021千円を加算した額とする。
- 22 対応特殊救急自動車に電動ストレッチャーを装備する場合の基準額は、その基準額に4,589千円を加算した額とする。
- 23 災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車を四輪操舵方式としない場合の基準額は、それぞれの基準額から10,252千円を控除した額とする。
- 24 災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車にポンプ装置を装備しない場合の基準額は、それぞれの基準額から1,653千円を控除した額とする。
- 25 災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD-I型に限る。）に圧縮空気泡消火装置及び小型水槽（水槽容量0.6m<sup>3</sup>以上）をあわせて装備する場合の基準額は、その基準額に6,378千円を加算した額とし、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊化学消防ポンプ自動車に圧縮空気泡消火装置を装備する場合の基準額は、それぞれの基準額に3,835千円を加算した額とする。
- 26 支援車（I型に限る。）にトイレを設置しない場合の基準額は、その基準額から3,143千円を控除した額とする。
- 27 広域応援対応型消防艇の整備と併せて高度救命処置用資機材を整備する場合で消防庁長官が必要であると認めた場合の基準額は、9,347千円を超えない範囲内においてそれぞれの基準額に高度救命処置用資機材の整備に要する経費を加算した額とする。
- 28 この表の消防救急デジタル無線の項における管轄面積及び管轄人口については、消防庁長官が別に定める。
- 29 消防救急デジタル無線設備の整備に要する経費は、施設費、設備費並びに工事費（設備整備に必要な工事費又は工事請負費等の経費）及び事務費（工事施工等に伴い必要な事務に要する経費）とする。この場合において、工事費及び事務費の合計額は、基準額の30%以内とする。
- 30 消防活動二輪車に消防専用電話装置を装備しない場合の基準額は、その基準額から315千円を控除した額とする。